

管理する建物の名称

年 月 日作成

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、

管理する建物の名称

における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用の範囲)

第2条 この計画は、当該地域集会施設に勤務し、又は出入りするもののすべてのものに適用する。

(自衛消防組織)

第3条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

平常時の勤務	警戒宣言発令の勤務
1 119番通報をする 2 利用者に知らせる 3 到着した消防隊への情報提供	情報収集担当とする 1 テレビ、ラジオ等で情報収集をする 2 必要な情報を収集し、伝達する
1 消火器等を用いて初期消火をする	点検担当とする 1 備品等の転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する 2 危険箇所の補強等を行う
1 避難口を開放し避難誘導にあたる。 2 利用者のパニック防止に努める	平常時の任務と同じ 1 警戒宣言発令時の伝達に伴う避難誘導を行う

```

graph LR
    A["自衛消防隊長  
(防火管理者)"] --- B["初期消火担当"]
    A --- C["通報連絡担当"]
    A --- D["避難誘導担当"]
  
```

(建物等の自主検査)

第4条 防火管理者は、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について、別表1、2に基づき、実施する。

(消防用設備等の点検)

第5条 防火管理者は、消防用設備等の機能を維持管理するため点検を実施する。

(点検検査の記録及び報告)

第6条 防火管理者は、点検検査の結果をその都度防火管理台帳に記録するとともに、消防設備等の点検結果については、3年に1回消防長に報告しなければならない。

(管理、監督等)

第7条 防火管理者は、消防設備、建築物等に不備欠陥箇所があるときは、自治区長に報告し、改修を図らなければならない。

- 2 定員の遵守その他収容人員の管理に関すること。
- 3 改築、修繕等の立会い、危険物の使用及び火気使用の監督に関すること。

(震災対策)

第8条 防火管理者は、第4条に定める検査に合わせ、地震による災害を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 地震時、防火管理者は又は利用者は身近にある火気設備器具の使用を停止する。
- 3 避難にあたっては、身の安全を確保した後、安全な場所へ避難させる。
- 4 必要に応じて、指定避難場所まで避難する。
- 5 警戒宣言発令時における対応措置
 - (1) 防火管理者は、警戒宣言が発せられた情報を得た場合は、直ちに行事等の内容を中止し利用者に情報を伝達する。
 - (2) 防火管理者は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。
 - (3) 警戒宣言発令等における自衛消防組織の編成及び任務は、第3条による。
 - (4) その他

(訓練等)

第9条 防火管理者は、防火防災知識の向上と警戒宣言に係る対処の向上を図るため、自治区の自主防災訓練の実施及び豊田市等が実施する防災訓練に積極的に参加をする。

(消防機関への連絡報告)

第10条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防及び市防災機関と連絡を密にし、次の業務を実施する。

- (1) 消防計画の変更の届出
- (2) 防火指導の実施
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防用設備等の点検・整備
- (5) その他の防火管理について必要な事項

(避難経路図)

第11条 防火管理者は、各階ごとの避難経路図を作成し、これを自衛消防隊員及び従業員に周知するものとする。

別表1（日常自主点検票）

()月

日	曜日	点検項目（該当しない項目を削除してください。）						
		終業時の火 気の確認	電源の遮断 の確認	倉庫等の施 設確認	火気使用設 備器具の異 常の確認	電気器具の 配線劣化・損 傷	吸い殻の処 理	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

(備考) 検査を実施し、良の場合は○、不備・欠陥のある場合は×を記入する。

別表2（定期自主点検票）

実施項目		確認箇所	確認結果
建物構造	柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	
	窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
避難施設	避難通路	避難通路の幅員が確保されているか。 避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	階段	階段室に物品が置かれていなか。	
	避難階の避難口	扉の開放方向は避難上支障ないか。 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火器設備器具	厨房設備	可燃物品からの保有距離は適正か。 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	ガスストーブ、石油ストーブ	自動消火装置は適正に機能するか。 火気周囲は整理整頓されているか。	
電気設備	電気器具	コードに亀裂、老化、損傷はないか。 タコ足の接続を行っていないか。 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
その他	危険物	容器の転倒、落下防止措置はあるか。 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 整理掃除状況は適正か。	
点検実施者 _____		点検実施日 _____	

(備考) 検査を実施し、良の場合は○、不備・欠陥のある場合は×を記入する。